

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月29日(木)午後3時00分から午前3時32分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
職務代理者	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員(0人)

5. 出席推進委員(15人)

釜賀義孝  
中西千代志  
宮本貞義  
渡邊康之  
西田政彦  
中西芳裕  
石田雄一  
有村敏之  
吉田友彦  
橋本一郎  
瀬本浩和  
林田孝介  
宮崎 潔  
黒田浩一郎  
松田林一

## 6. 議事日程

- 第1 議案第38号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第39号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第40号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第41号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第42号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について

## 7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
局次長兼係長	山本康博
参事	橋本周斉
参事	泉 正裕
主事	桑野 直

## 8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。着座にて御説明致します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、今回も前回同様、国、県が示した新しい生活様式を用い、総会の開催に関し注意事項を申し上げます。</p> <p>御発言につきましては、会場内、1か所、そちらの方になりますけども、スタンドマイクの場所にて発言していただきます。</p> <p>総会時間の短縮や議事録作成の観点から、説明については、簡潔明瞭に発言していただきます。</p> <p>以上、委員の皆様には御不便をおかけ致しますけれども、御理解と御協力をお願い致します。</p> <p>それでは、ただ今から10月の総会を開会したいと思います。</p> <p>本日は、委員全員出席のため、定足数に達していることから総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。農作業等で忙しい中、総会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>今月は、この総会前に八代市農業振興地域整備促進協議会の専門委員会が開催され、時間も押していることから、早速ですが、ただ今より10月の農業委員総会を始めます。</p> <p>最初に、本日の議事録署名委員を指名します。</p> <p>6番 光永信一委員、8番 門田静子委員にお願い致します。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案書のとおり進行しますので、よろしくお願いしま</p>

す。

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第38号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページから2ページの通り、付議致します。

今月の所有権移転申請は、譲与が3件、売買による取得が1件ありました。地目は、田2万671平方メートル、畑802平方メートル、合計2万1,473平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。御審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

郡築、お願いします。

推進委員

郡築の釜賀です。1番について説明を致します。

10月の中旬頃、譲受人の〇〇さんのほうが、家のほうに来られまして、〇〇さんより農地を買ってもらえないだろうかという話があったそうでございます。

地元委員としては、何ら問題ないと思います。御審議よろしく願い致します。

議長

2番、高田。

推進委員

高田担当の中西です。2番について説明致します。

25日に、高野委員さんと申請地の確認を行いました。場所は、奈良木町で肥後高田駅から〇に△△メートル程の所にある農地で、現在、バンペイユ、ザボンが植栽されていました。

今回、福岡県〇〇〇に住んでおられる譲渡人の〇〇〇〇さんが、高齢で八代のほうには、もう帰ってこないということで、申請地を親戚で奈良木町に住んでおられる譲受人の〇〇〇さんのほうに譲与されたいそうで、〇〇さんも現在高齢で、娘さん夫婦でバンペイユを栽培されておられます。

何ら問題ないと思われまます。御審議のほどよろしく願い致します。

議長

3番、鏡、お願いします。

14番

鏡の本田です。3番について説明致します。

場所は鏡町両出△△番地、この場所というのは、私の自宅の〇〇〇の田んぼになります。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとは親戚関係になります。実は、〇〇〇〇さんが耕作されている土地の中に、〇〇〇〇さん家の土地が含まれていましたので、今回、無償譲与ということになります。

〇〇〇〇さんは、イグサ、米などを栽培されている専業農家でして、規模拡大にもなり、何も問題ないものと思います。御審議のほど、よろしくお願いします。

議長

4番、鏡、お願いします。

推進委員

鏡担当の宮崎です。4番について御説明致します。

10月27日、〇〇〇〇さんの所に行きまして、聞き取りを致しました。〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子です。

場所的には、〇〇の上の鏡川沿いから〇の津口内に、全圃場が位置しております。お父さんも息子さんも、農業で頑張っておられますので、何ら問題ないと思います。審議の方、よろしくお願い致します。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第39号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第39号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書3ページの通り付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載の通りです。

事務局からは、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、都市計画の用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、

許可は可能と考えます。なお、この案件は無断転用でしたが、追認許可を得るための始末書が添付されています。

次に、一般基準についても、農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

1 番、八千把、お願いします。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号 1 番について説明します。

場所的には、古閑中町の〇〇〇〇株式会社さんの〇へ△△△メーター行った所になり、昭和 55 年に増築した一部が農地であったため、今回の申請となりました。

何ら問題がないと思います。審議をお願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第 40 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、御審議いただきますが、9 番については高野委員が申請人の一人ですので、最初に審議したいと思います。

八代市農業委員会規則第 16 条の規定により、この案件の審議が終わるまで、高野委員の退席を求めます。

(高野委員退席)

議 長

では、最初に 9 番の説明を事務局をお願いします。

事務局

議案第 40 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、議案書 4 ページから 7 ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が 12 件、使用貸借権が 2 件、合計の 14 件で、内容につきましては議案書記載の通りです。

それでは、6 ページ、お願いします。

最初に、9 番の案件についての農地転用許可の立地基準について説明致します。

申請地は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明致します。農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、一般基準についても許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

9 番、高田。

推進委員

高田担当の中西です。

25日に申請地の確認を行いました。場所は豊原中町、高田小学校の東側約△△△メートル程の所にある農地で、周りには、アパートや個人住宅が建ち並んでおり、今回、譲受人である○○○○○○○○○○の豊岡さんが、譲渡人○○さん外2名の申請地を取得されて、宅地分譲を計画されるそうで、何ら問題ないと思われま。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。

ここで、高野委員の退席を解きます。

(高野委員着席)

議 長

それでは、審議を再開します。

議案書の9番以外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、改めまして農地転用許可の立地基準について説明致します。4 ページを

お願いします。

1番から、次の5ページの6番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

5ページをお願いします。

次に、7番及び8番の案件は、JR新八代駅から概ね△△△メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性については、検討済みであることから、許可は可能と考えます。

6ページ、お願いします。

次に、9番及び10番の案件は用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、11番から次の7ページ、13番までの案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性については検討済みであることから、許可は可能と考えます。

なお、6ページの12番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

7ページお願いします。

最後に、14番の案件は、八代市東陽支所から、概ね△△△メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明致します。農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

1番、八代・松高、お願いします。

推進委員

八代・松高地区担当の宮本です。1番について説明を致します。

場所から言いますと、〇〇〇〇児童公園から北寄りになります。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人、〇〇〇〇さんは、孫にあたられます。〇〇さんは、農地を広く耕作され、仕事もしやすいように設備されておられます。このたび、実家の農業の跡を継ぐために、地元に戻って隣接地に、実家の近くに個人住宅を建設となります。

25日の日に、萩本委員さんと現地確認を致しました。隣接地には農地がなく、農作物の被害を与えることはありません。用途地域になっておりますので、担当委員といたしましては何ら問題ないと思います。御審議方よろしくお願い致します。

議長

2番、八千把、お願いします。



の豪雨災害で坂本の自宅が半壊したために、義理の父である、譲渡人の〇〇〇〇さん所有の申請地を借り受けて、個人住宅を建設されたいとのことで、何ら問題ないと思われま

次に、11番ですが、場所は平山新町国道3号線沿い、〇〇〇〇〇〇〇裏の農地で、周りには建築資材店、自動車整備工場、医院などがあり、譲渡人である〇〇さんの農地だけが残っている状況でした。

今回、譲受人である〇〇〇〇さんが、現在、資材置場が手狭となったために申請地を取得されて、資材置場駐車場として利用されるとのことで、何ら問題ないと思われま

12番、二見、お願いします。

議 長

二見地区の瀬本です。12番について説明します。

推進委員

この件について、10月24日、平野農業委員さんと共に、現地調査と確認を行いました。

場所は、元〇〇〇〇〇〇から3号線を挟んで右斜め前です。譲渡人の〇〇〇〇さんから、譲受人の〇〇〇〇と売買についての話がまとまり、今回の申請となりました。

〇〇〇〇さんは、土砂置場として利用されるもので、何ら問題はないと思われま

13番、鏡、お願いします。

議 長

鏡の本田です。13番について説明致します。

14番

場所は、鏡町両出700町4番割で、八代市立文政小学校より〇へ△△メートルぐら

14番、東陽、お願いします。

議 長

東陽地区担当の黒田です。14番の案件について、説明します。

推進委員

22日、中野委員さんと現地のほうを確認致しました。場所は、東陽町〇〇の信号機のある交差点付近です。譲受人の方は、現在、共同住宅に住んでいますが、以前から手狭になり、住宅を探していたそうです。今回、住宅が見つかり購入することになりましたが、駐車スペースが不足するというので、住宅の道向かいにある、売り主

が所有する申請地も、併せて購入したいということでした。何も問題はないと思われますので、御審議の方よろしくをお願いします。

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

議 長

(なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

議 長

(賛成者挙手)

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議 長

ただし、7番の代陽・太田郷、〇〇〇〇〇〇〇〇については、県の諮問会議に許可相当として進達します。

議案第41号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第41号農業経営基盤強化促進法第19条、農用地利用集積計画の公告を議案書8ページから34ページの通り、付議致します。

今月は、貸借権設定が49件、面積は31万6,104平方メートル、所有権移転が4件、面積は8,932平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農用地等の耕地的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除を受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月11月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、11月12日木曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、郡築5番町、千丁町新牟田の予定です。地区の担当委員さんへは、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしく申し上げます。

以上です。

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

議 長

(なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、提案どおり決定す

議 長

ることと致します。

議案第42号農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得を、議案書35ページから36ページの通り、付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が2件で、面積は5,409平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第42号の説明につきましては、以上です。

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

議 長

(なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、提案どおり決定することと致します。

本日より予定の議案は、全て終了しました。

今月は、許可不要転用届並びに地目変更届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、10月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名押印する。

令和2年10月29日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_